

授業外ポイント制度（ゆうゆうポイントラリー）運営要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、授業外ポイント制度（ゆうゆうポイントラリー）（以下「ゆうゆうポイントラリー」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2 ゆうゆうポイントラリーは、子どもたちの多様な学習ニーズに応え、学校外でも子どもたちに「生きる力」を育て「確かな学力」を身に付けさせる学習機会の一層の充実を図る。また、児童・生徒向けの授業外学習を受講した者にポイントを付与し、学習履歴に応じ認定証を授与することで継続的な学習の定着を図る。

（参加対象者）

第3 県内に在住または在学する小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校及び高等専門学校の児童・生徒とする。

（事務局）

第4 ゆうゆうポイントラリーの事務を処理するため、事務局を静岡県総合教育センター内に置く。

2 事務局長は、静岡県総合教育センター所長をもって充てる。

（事務局の職務）

第5 事務局長は、ゆうゆうポイントラリーの運営に関し必要な事務処理を総括する。

2 事務局は、ゆうゆうポイントラリーの運営に関し必要な事務処理を行う。

（運営委員会）

第6 ゆうゆうポイントラリーの運営に関する事項について審議を行う場合は、必要に応じて運営委員会を開くことができる。

2 ゆうゆうポイントラリー運営委員会は、静岡県生涯学習情報発信システム運営委員会をもって代えることができる。

（実施団体等の承認条件）

第7 実施団体は、静岡県生涯学習情報発信システム「まなぼっと」に登録している団体とする。

（対象講座の対象基準）

第8 ゆうゆうポイントラリー対象講座の対象となる講座は、以下の条件を満たす講座とする。

(1) 1時間以上の講座とする

(2) 児童・生徒の安全性に関し、十分な配慮がなされていること

(3) 講座内容

講座は、地域社会、情報、生活・安全、創作、健康・福祉、科学・環境、スポーツ、芸術・文化、哲学・地理・歴史、外国語・国際交流、政治、経済・産業等であり、かつ、以下のいずれかの要件を満たすこと

ア 学校の学習を発展・深化できる内容

イ 学校では学習できない特色ある内容

ウ 自分の趣味や興味のあることを学習できる内容

エ 各種ボランティア活動等、地域・社会に貢献する内容

オ さまざまな地域の友達や年齢の異なる友達と仲良く活動したり、地域の人たちや親子でふれ合いを深めたりすることのできる内容

(4) 講座参加費を徴収する場合は、実費程度であること

(5) 次のア・イ以外の理由を除き、参加児童・生徒を限定しないこと

ア 講座の性格上必要な場合は年齢等による限定も可

イ 市町実施講座においては、当該市町学校の児童・生徒の参加を優先することは妨げない

(6) オンライン講座は、主催者が参加児童・生徒の履行を確認できるようにすること

(7) 静岡県生涯学習情報発信システム「まなぼっと」に登録した講座であること

(8) 法令に違反していないこと、又は法令に違反するおそれのないこと

(9) 収益等による直接的な営利を目的にしないこと

(10) 特定の商品の販売行為、宣伝行為をしないこと

(11) 第三者の財産、権利、名誉を侵害したり、不利益を与えたりしないこと

(12) 第三者を誹謗、中傷する内容でないこと

(13) 公序良俗に反しない内容であること

(14) 特定の宗教・思想・政治的な活動や加入につながらないこと

(単位 (ポイント) 認定時間)

第9 1時間1単位 (ポイント) として認定する。

2 1時間以上で分単位の端数が出る場合、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げ1時間とする。ただし、講座中に30分以上の休憩がある場合、その休憩時間は単位 (ポイント) 認定時間に含めない。

3 その他、不明な点は事務局と協議するものとする。

(講座の定員、募集及び決定)

第10 実施機関は、講座の定員等を定め、参加児童・生徒を募集し決定する。

(対象講座受講の修了認定)

第11 実施機関は、講座終了後、第8に定められた基準に準ずる対象講座に参加した児童・生徒に対して、実施機関は、単位認定カード (ゆうゆうポイントラリーカード) にゆうゆうポイントラリーシールを貼付し、単位 (ポイント) 認定を行う。単位 (ポイント) は、年度を超えても有効とする。

(認定証の授与)

第12 事務局は、所定の単位（ポイント）を取得した児童・生徒で、認定証を希望する者の申請があった場合、教育長名で以下のとおりの取得単位（ポイント）を記載した認定証を授与する。

- (1) 50 単位
- (2) 100 単位
- (3) 150 単位
- (4) 200 単位
- (5) 250 単位
- (6) 300 単位
- (7) 350 単位
- (8) 400 単位
- (9) 450 単位
- (10) 500 単位
- (11) 550 単位
- (12) 600 単位
- (13) 650 単位
- (14) 700 単位
- (15) 750 単位
- (16) 800 単位
- (17) 850 単位
- (18) 900 単位
- (19) 950 単位
- (20) 1000 単位

2 認定を受けた者のうち、認定証を希望する者は、以下の手続きをとる。

- (1) 単位認定カード（ゆうゆうポイントラリーカード）に必要事項を記入する。
- (2) 記入した単位認定カード（ゆうゆうポイントラリーカード）を事務局へ郵送する。

3 事務局は、第11に定める修了認定を受けた者に対して認定証を授与する。
なお、認定証の再発行は行わない。

(あすなろ学習室ゆうゆうポイントラリー)

第13 「あすなろ学習室ゆうゆうポイントラリー」については別に定める「あすなろ学習室ゆうゆうポイントラリー実施要項」に基づくものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要項は廃止する。

授業外学習ポイント制度（ゆうゆうポイントラリー）実施要項